（法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置）

第四条の二の三　法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。

一　次に掲げる場合のうちいずれかに該当する場合　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関する説明会（以下「説明会」という。）の開催

イ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット以上である場合

ロ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満であって、当該再生可能エネルギー発電設備の設置の場所が次の(1)から(3)までに掲げる区域のいずれかに属する場合

(1)　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に第四条の二第二項第七号の二イからホまでに掲げる許可等の処分が必要となる区域

(2)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項により指定された土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域

(3)　自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的として条例により指定された地域

ハ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満であって、申請者又は資本関係等において当該申請者と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）が当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が百メートル以内の範囲に設置し、又は設置しようとする他の再生可能エネルギー発電設備（法第九条第一項の申請又は同条第四項の認定に係るものに限る。）の出力と、当該再生可能エネルギー発電設備の出力との合計が五十キロワット以上の場合（ロに掲げる場合を除く。）　説明会の開催又は当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関する事前周知措置（以下「事前周知措置」という。）の実施

2　説明会は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一　実施場所の敷地境界線からの水平距離が次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める範囲内に居住する者、実施場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者並びに実施場所を管轄する市町村長が必要と認める者（以下この項において「周辺地域の住民」という。）に対して開催すること。

イ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満の場合　百メートル

ロ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット以上の場合（ハに掲げる場合を除く。）　三百メートル

ハ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項に規定する第一種事業に該当する場合　一キロメートル

二　説明会の開催を予定する日時及び場所を定め、これらを説明会の開催を予定する日の二週間前までに、周辺地域の住民

［新設］